



事 務 連 絡
平 成 2 4 年 5 月 2 5 日

各地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

平成24年度診療報酬改定における10対1入院基本料に係る届出について

平成24年度診療報酬改定において、一般病棟入院基本料の10対1入院基本料、特定機能病院入院基本料（一般病棟）の10対1入院基本料又は専門病院入院基本料の10対1入院基本料の施設基準について見直しが行われ、「当該病棟に入院している患者の看護必要度等について継続的に測定を行い、その結果に基づき評価を行っていること」が追加されたところです。

これについては、平成24年6月30日まで経過措置期間となっているため、7月1日以降引き続き10対1入院基本料を算定する保険医療機関（平成24年3月31日において、一般病棟看護必要度評価加算の届出又は急性期看護補助体制加算の届出を行っている保険医療機関を除く。）は、施設基準の届出（「基本診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成24年3月5日保医発0305第2号）別添7様式第10）を行う必要があるので、ご留意いただき、その関係者への周知にご協力いただきますよう、宜しくお願い致します。

なお、平成24年度診療報酬改定において、総合入院体制加算等の基準として、屋内禁煙であることが追加されたところであり、これについても平成24年7月1日から施行（届出は不要）されることとなっているため、周知にご協力いただきますよう宜しくお願い致します。